

平成30年5月14日

各 位

会社名株式会社安江工務店代表取締役社長 安江博幸(コード番号:1439 東証JASDAQ・名証第二部)取締役取締役事業サポート部長(TEL 052-223-1100)

## ストックオプション(新株予約権)の発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成30年4月9日開催の取締役会において決議いたしましたストックオプション(新株予約権)の発行内容のうち、未定となっていた事項が本日確定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

- 1. 新株予約権の発行要領
- (1) 新株予約権の割当対象者、人数及び割当数

当社取締役4名(240 個)当社従業員6名(140 個)当社子会社取締役1名(20 個)

- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数普通株式 40,000株
- (3)新株予約権の総数400個
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個あたり 147,600円 (1株あたり 1,476円)

- 2. 支配株主との取引等に関する事項
- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

本新株予約権の発行は、その一部につきまして、支配株主である当社代表取締役安江博幸を割当対象者の範囲に含めているため、支配株主との取引等に該当します。

当社は、平成30年3月30日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示しているとおり、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を以下のように定めており、本新株予約権の発行は、当該方針に則って決定されております。

「支配株主との間に取引が発生する場合には、一般株主をはじめとするステークホルダーからみて、不 当な利益供与・享受を行っているとの疑義を持たれることがないよう、当社との関連を有さない第三者 との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として、取締役会にてその妥当性・合 理性を討議した上で判断し、少数株主の権利を保護することに努めております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

本新株予約権の発行は、平成30年3月29日開催の当社第43回定時株主総会の決議で承認された内容の範囲で、当社取締役会における十分な審議を経て発行するものであります。

また、本新株予約権の内容及び条件等についても、「1.新株予約権の発行要領」に記載の通り、一般的な新株予約権の内容及び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

なお、本新株予約権にかかる取締役会において、当社代表取締役安江博幸は、自身の割当部分の決議には参加しておりません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から 入手した意見の概要

本新株予約権の内容及び条件の妥当性については、当社取締役会にて審議の上、取締役会決議を行って おります。当該取締役会決議に際して、支配株主と利害関係のない社外取締役(独立役員)3名で構成さ れた監査等委員会より、本新株予約権の発行について、公平性及び妥当性が確保されているとして、以下 のように意見を得ております。

- ①本件ストックオプションは、第43回定時株主総会にて承認可決されていること。
- ②当社の代表取締役社長安江博幸の職責が当社業績の向上であること。
- ③本件ストックオプションの権利行使価格その他の発行内容及び条件については、適正なものであり妥当性が確保されていること。
- ④社内で定められた規則及び手続きに基づき発行されるものであること。

以上のことから、代表取締役社長安江博幸に対する本件ストックオプションの付与は、少数株主にとって不利益なものではないと思料します。

## (ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成30年3月9日 定時株主総会決議日 平成30年3月29日

以上